

【謹賀新年】

新年あけましておめでとうございます。お客様をはじめ関係各位に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、いよいよ平成19年のスタートです。皆様は、今年の目標を決めましたでしょうか？

三上会計では、また懲りずに今年も簡単な決算書の発表と目標を掲げたいと思います。（以下理由昨年と同じ）

- ①目標を口にする、公にすることでやらざるを得ない状況にする。（その時の目標は具体的な数値でなければならない）
- ②決算書を公開することで、お客様と対等の立場になる。
- ③その決算書は、従業員にも公開し事務所の方針を従業員に伝え、意欲の向上につなげる。
- ④当事務所の経営計画を公開することで少しでも皆様の経営計画に対する意識改革をし、計画策定の手助けとなるようにする。

以上が主な理由です。皆様の事業が少しでも発展して頂きますよう心から願っております。



【昨年度の目標】

- ①正社員を雇うこと・・・目標達成しました。
- ②顧問先を80件に増やすこと・・・月次監査45件　その他20件　合計65件
- ③会計処理法人を設立すること・・・平成18年4月　三上会計サービス(株)発足しました。

【本年度の目標】

- ①正社員をもう一人雇い（実は内定済）、事務所業務が円滑にすすむようにする。
- ②業務の効率化をすすめ、仕事時間を少なくする。（1日平均11時間を10時間へ）
- ③損益計算書の利益　現在350万を600万にする。

【1月の税務】

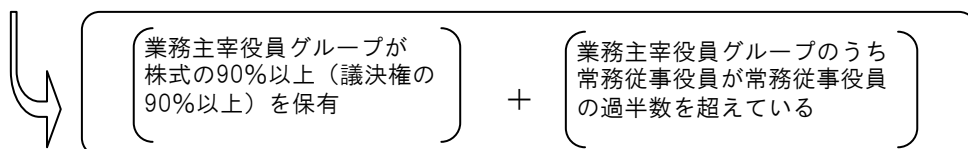
- ①前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日（年2回納付の特例適用者は平成18年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付、納期特例届出書提出者は1月22日までに納付）
- ②11月決算法人の確定申告　申告期限…1月31日
- ③支払調書の提出　提出期限…1月31日
- ④固定資産税の償却資産に関する申告　申告期限…1月31日
- ⑤給与支払報告書の提出　提出期限…1月31日
提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- ⑥個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分）　納期限…1月中で市町村の条例で定める日

【経営情報】

19年度税制改正大綱の発表がありました。

その中で、多くの中小企業に影響のある『特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度』の適用除外要件が緩和されるという“うれしい”見直しがありました。内容は、次のとおりです。

- (1) 『特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度』とは、主宰役員（一般には社長）の給与所得控除額を会社の所得に加算する制度です。
- (2) 特殊支配同族会社とは、同族会社のうち下記の要件を満たすものです。



- (3) **適用除外要件の改正**

現 行

- ① 基準所得金額800万円以下
又は、
- ② 基準所得金額800万円超3,000万円以下で
業務主宰役員給与額 ≤ 基準所得金額 × 50%



改正後

- ① 基準所得金額1,600万円以下
又は、
- ② 基準所得金額1,600万円超3,000万円以下で
業務主宰役員給与額 ≤ 基準所得金額 × 50%

※改正の結果、所得のない会社でも社長の給料が毎月100万円支給される場合は、基準所得が1,600万円に達しないため中小企業にとっては、改正のメリットは大きいものになりそうです。

※改正が決定した場合は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用される予定です。